

# 競争加入者心得

## (趣旨)

第1 国立大学法人京都大学(以下「本学」という。)で発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、国立大学法人京都大学会計規程(以下「会計規程」という。)、国立大学法人京都大学契約事務取扱規則(以下「取扱規則」という。)、国立大学法人京都大学における政府調達に関する協定その他の国際約束にかかる物品等又は特定役務の調達手続要領及び国立大学法人京都大学契約事務取扱要領(以下「取扱要領」という。)に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

## (競争加入者の資格)

第2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者(以下「競争加入者」という。)は、取扱規則第4条に該当しない者であって、経理責任者が競争に付するつど別に定める資格を有する者であること。

## (入札保証金)

第3 競争加入者は、入札公告、公示又は入札通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、入札書の提出期限までに、その者の見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

## (入札保証金の免除)

第4 競争加入者が保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金を免除する。

## (入札保証金等の納付)

第5 競争加入者は、入札保証金を本学が指定する金融機関に振り込まなければならない。また、振り込みを行った証として、別紙第1号様式の入札保証金納付書に振込を証明する書類を添付して経理責任者に提出しなければならない。

## (入札保証保険証券の提出)

第6 競争加入者は、保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を経理責任者に提出しなければならない。

## (入札保証金等の還付)

第7 入札保証金又は保険証券は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対して、これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書をとりかわした後(契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後)にこれを還付するものとする。

2 契約の相手方となるべき者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申出によりこれを契約保証金に充てることができる。

## (入札保証金の本学帰属)

第8 入札保証金又は保険証券は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、本学に帰属するものとする。

## (入札)

第9 競争加入者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し現場確認の上、この心得を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第10 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札辞退)

第11 競争加入者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

一 入札執行前にあっては、別紙第3号様式の入札辞退書を経理責任者に直接持参するものとする。また、政府調達契約の場合は持参又は郵送(入札執行日の前日までに到達するものに限る。)により提出するものとする。

二 入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、経理責任者に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(代理人)

第12 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

第13 競争加入者は、取扱規則第4条の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。

(競争執行の場所の入退場の制限)

第14 競争加入者等、入札事務に関係のある職員及び第33の立会い職員以外の者は入場することができない。

第15 競争加入者等は、入札開始時刻以後においては、入場することができない。

第16 競争加入者等は、経理責任者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、退場することができない。

第17 公正な執行を妨げようとした者は、退場させるものとする。

第18 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、退場させるものとする。

(入札書の提出)

第19 競争加入者は、別紙第4号様式による入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)及び工事名称を表記し、入札公告、公示又は入札通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

第20 政府調達契約の入札書は、持参又は書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、経理責任者あての親展で提出しなければならない。

第21 前項の入札書は、入札公告、公示又は入札通知に示した日時までに到達しないものは無効とする。

第22 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

第23 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第24 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の延期又は廃止)

第25 経理責任者は、競争加入者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(無効の入札)

第26 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

次の各号の一に該当する入札書は、これを無効なものとして処理しなければならない。

- 一 入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出したもの
- 二 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出したもの
- 三 工事等件名及び入札金額のないもの
- 四 競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としないもの
- 五 代理人等が入札する場合は、競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人等であることの表示並びに当該代理人等の氏名及び押印のない又は判然としないもの(記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人等であることの表示である場合には、正当な代理人等であることが代理委任状その他で確認されたものを除く)
- 六 工事等件名に重大な誤りがあるもの
- 七 入札金額の記載が不明確なもの
- 八 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの
- 九 公告等及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者が提出したもの
- 十 入札公告又は入札通知において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかったもの
- 十一 その他入札に関する条件に違反したもの

(開札)

第27 開札は、競争加入者等が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者等が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(落札者の決定)

第28 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者(総合評価落札方式の場合は、評価値が最も高い者)を契約の相手方とする。

第29 予定価格が1千万円を超えるものについては、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(総合評価落札方式の場合は、評価値が最も高い者)を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、経理責任者の行う調査に協力しなければならない。

第30 予定価格が1千万円を超えるものについて、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(総合評価落札方式の場合は、評価値が最も高い者)を契約の相手方とすることがある。

第31 第29及び第30の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第32 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、郵送による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、経理責任者が指定する日時において再度の入札を行う。

(同価格・同評価値の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第33 落札となるべき同価格の入札をした者(総合評価落札方式の場合は、評価値が最も高い者)が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第34 契約書を作成する場合においては、落札者は、経理責任者から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、経理責任者が合理的と認める期間)に契約書の取りかわしを行うものとする。

第35 落札者が第34に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(契約保証金の納付等)

第36 契約の相手方は、入札公告、公示又は入札通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

(契約保証金の免除)

第37 次に掲げる場合においては、第36の規定に関わらず契約保証金の全部又は一部を免除す

ることができる。

- 一 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合。
- 二 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結を行った場合。
- 三 その他その必要がないと認める場合。

(契約保証金等の納付)

第38 競争加入者は、契約保証金を本学が指定する金融機関に振り込まなければならない。また、振り込みを行った証として、別紙第5号様式の契約保証金納付書に振込を証明する書類を添付して経理責任者に提出しなければならない。

第39 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を経理責任者に提出しなければならない。

第40 契約の相手方は、保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を経理責任者に提出しなければならない。

(契約保証金の本学帰属)

第41 落札者が納付した契約保証金又は保証証券等は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第42 契約保証金は、契約に基づく給付が完了したとき、その他契約保証金を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第43 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(電子入札で参加する場合)

第44 電子入札対象案件については、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行うものとする。

別紙第1号様式

## 入札保証金納付書

納付金額 金 円也

工事名

〔競争入札に付する事項〕

上記の工事請負契約のための競争入札保証金として、上記の金額を納付します。  
この入札保証金は、入札の結果、落札した場合において公告(指名通知)に示された手続きをしな  
かったときは、国立大学法人京都大学に帰属するものであることを了承します。  
なお、契約を締結し契約保証金に充当しない場合、又は落札しない場合は下記口座へ振り込みく  
ださい。

記

銀行名  
口座名義人  
口座種類  
口座番号

平成 年 月 日

国立大学法人 京都大学 御中

競争加入者  
住 所  
法人等名  
代表者等氏名

印

別紙第2号様式

## 入札保証保険証書提出書

保険証書の名称

記号番号

保険金額

競争入札に付する事項

上記の工事請負契約のための競争入札の入札保証金として、上記の保険証書を提出します。

平成 年 月 日

国立大学法人 京都大学 御中

競争加入者  
住 所  
法人等名  
代表者等氏名

印

別紙第3号様式

## 入札辞退書

工事名  
〔競争入札に付する事項〕

このたび、上記工事について、都合により入札を辞退いたします。

平成 年 月 日

国立大学法人 京都大学 御中

競争加入者  
住 所  
法人等名  
代表者等氏名

印



別紙第4号様式

## 入札書

工事名  
〔競争入札に付する事項〕

入札金額  
金 円也

工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

国立大学法人 京都大学 御中

競争加入者  
住 所  
法人等名  
代表者等氏名 印

※ 代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印すること。

別紙第5号様式

## 契約保証金納付書

納付金額 金 円也

[契約事項]

上記の工事請負契約のための契約保証金として、上記の金額を納付します。  
この契約保証金は、契約上の義務を履行しないときは、国立大学法人京都大学に帰属するものであることを了承します。  
なお、契約が完了した場合は下記口座へ振り込み願います。

記

銀行名  
口座名義人  
口座種類  
口座番号

平成 年 月 日

国立大学法人 京都大学 御中

競争加入者  
住 所  
法人等名  
代表者等氏名

印